

参考 学校図書館法（抜粋）

（司書教諭）

第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭、指導教諭又は教諭をもって充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- 4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

参考 学校図書館司書教諭講習規程（抜粋）

（受験資格）

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、次の表の左欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の右欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科 目	単 位 数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

（修了証書の授与）

第6条 文部科学大臣は、第3条の定めるところにより10単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。